

令和2年3月



💌 新城市

はじめに

近年の気候変動による影響とそれに伴う災害は、日本だけでなく世界中でその頻度と激しさを増しています。産業革命以降、世界の平均気温は約1℃上昇しており、今すぐ対策を講じなければ、その影響はさらに大きなものになります。

こうした危機感から、国際的な取り組みとして、温暖化対策を強力に推し進めるため、2016年に「パリ協定」が発効しました。また、国連は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を全会一致で採択し、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げました。まさに世界は脱炭素社会に向けた時代の転換期を迎えています。



こうした背景の下、平成31年3月に策定した「第2次総合計画」は、第1次総合計画期間中に創り上げた"つながり"を"力"に変えて"豊かさを切り拓く"ことを追求するため、目指す将来像を「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」としました。そして、「つながる人々」を増やし、強力なパートナーシップを構築していく「第1次環境基本計画」の環境ビジョンを引継ぎつつも、時代の変化に対応する新たな環境ビジョンを定めた「第2次環境基本計画」を策定いたしました。

「第2次環境基本計画」は、生物多様性の保全と自然の持続可能な利用を図っていくための「生物多様性地域戦略」をはじめ、「パリ協定」に基づく具体的な二酸化炭素排出量の削減目標を定めた「地球温暖化対策実行計画」を包含した計画とし、より実効性の高い取り組みを実現してまいります。実現にあたっては、行政はもとより、市民、事業者の皆様がそれぞれの立場で環境への意識を高め、つながる力を行動につなげていくことが必要です。皆様の深いご理解とご協力、そして積極的な参加をお願いします。

最後に、この計画策定にあたり、約2年にわたりご尽力いただいた「環境基本計画策定委員会委員」の皆様をはじめ、アンケート等でご協力いただいた市民の皆様など、ご協力いただきました全ての方々に心から感謝申し上げます。

令和2年3月 新城市長 穂積亮次

第2次 新城市環境基本計画 目次

第	, 1	草	計画の	基本的事項	
	1	計画領	(定の目的	J	1
	2	計画の	の役割		1
	3	計画の	D期間		1
	4	計画の	7年 (10年) (1		2
	5	計画の	の位置づけ	f	2
	6	計画の	の構成		4
第	2	章	計画の	基本方針	
	1	計画見	見直しの背	7景	5
	2	国際性	青勢の変化	;	6
	3	国内作	青勢の変化	.	7
	4	目指す	ナまちの将	子来像	8
笋		卋	わたしま	たちの環境ビジョン	
A.		-	•		. ^
				多様な生態系と共存するまち1	
				と 低炭素なまち1	
				ものが循環するまち1	
	_		ごジョン4		
	5	塚境し	ごジョン5	。 みんなで取り組むまち2	'U
妕	. 1	÷	호드+라 == /		
牙	, 4	-		生物多様性地域戦略 -	
	1			1	
	5	施筈	推准体制	∥• 准行管理 7	78

第	5	章 亲	所城市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	
	1	背景・言	計画期間30	
	2	対象とで	する温室効果ガス30	
	3	本市の	現況(温室効果ガス排出量の推移)31	
	4	対象地均	域32	
	5	削減目	票	
	6	施策・技	推進体制・進行管理33	
第	6	章言	十画の総合的運用	
	1	基本的	な考え方36	
	2	施策推进	進にあたっての人材育成・教育と多様な主体の連携38	
	3	計画の記	進行管理40	

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

第1次新城市環境基本計画が平成20年(2008年)10月に策定されてから約10年が経過し、現状に合わせるべく「第2次新城市環境基本計画(以下「本計画」という。)」の改定を行いました。本計画は、本市における良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2 計画の役割

本計画は、新城市環境基本条例に掲げた目的や基本的な考え方等を実現するための法定計画であり、本市の環境行政の最も基本となる計画です。

また、新城市環境基本条例第7条の規定に基づき、市民等の意見を取り入れ、将来の望ましい環境像を明らかにするとともに、第1次新城市環境基本計画の反省点を改善し、より実効性の高い取り組みを実現することが求められます。

目指す環境像(環境ビジョン)を実現するためには、市の施策や事業だけではなく、市民 や事業者が主体的に環境の保全と創出に取り組むことが不可欠です。

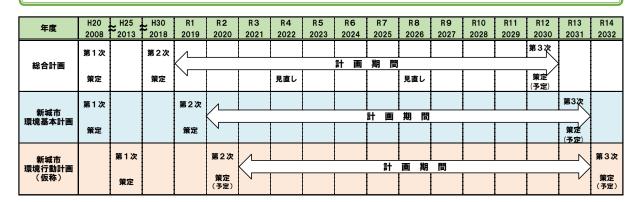
そのため、環境ビジョン等の計画の骨格となる部分は、市民及び事業者で構成する策定委員会で検討するなど、市民等との協働で策定しました。

市民・事業者・市の各主体の協働により、共通の目標や方向性に基づく取り組みを進めることで、環境ビジョンの実現を図ります。

3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和2年度(2020年度)から令和13年度(2031年度)までの12年間とします。なお、社会情勢に大きな変化が生じた場合等は、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。

目標年度:令和13年度(2031年度)



4 計画の範囲

本計画において対象とする環境は、以下のとおりとします。

環境の範囲	対象とする環境
生物多様性	森林、河川、農地、湿原、生物多様性、自然とのふれあい など
低炭素社会	温室効果ガス、再生可能エネルギー、省エネルギー、交通 など
循環型社会	ごみの減量、リサイクル、水循環 など
生活環境	大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭、災害、防犯、歴史・文化 など
参加•協働	人材育成、環境の保全と創出活動、環境教育、環境情報 など

5 計画の位置づけ

本計画は、新城市環境基本条例第7条に基づく法定計画であり、「第2次新城市総合計画」 の基本構想を環境面から後押しし、実現するための基本計画として位置付けられています。

本計画では、第2次新城市総合計画において掲げる本市の目指すまちの将来像「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」の実現に向け、環境ビジョンや計画の位置づけを定めます。

なお、本計画には、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条に基づく「地球温暖化対策 実行計画(区域施策編)」及び生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」を 包含するものとします。

環境ビジョンを実現するため、市民、事業者、市が取り組むべき具体的な目標や施策については「新城市環境行動計画しんしろアジェンダ 21」及び今後、策定予定の「新城市環境行動計画(仮称)」において、本計画を推進していくものとします。

第2次新城市総合計画

「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」

基本構想を環境面から後押し・実現

第2次新城市環境基本計画

新城市総合計画を環境面から後押し し、環境ビジョンや計画の位置づけを定 めるもの

《包含する計画等》

- 生物多様性地域戦略
- ・地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

新城市環境行動計画(仮称)

環境基本計画の環境ビジョンを実現するため、市民、地域、団体、事業者、市が取り組むべき行動や施策を定めるもの

《包含する計画等》

根拠

- 生物多様性地域戦略
- ・地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

新城市環境基本条例

しんしろエコガバナンス宣言

《関連計画等》

- ・新城市都市計画マスタープラン
- · 新城市農業基本計画
- ・新城市エネルギービジョン
- ・新城市ごみ処理基本計画
- · 新城市生活排水処理基本計画
- ・しんしろ安全・安心で快適な まちづくり行動計画
- · 新城市地球温暖化防止実行計画

など

根拠

根拠

整合

法律、条例、上位計画

国の法律・計画

環境基本法

《各種関連法》

- 地球温暖化対策推進法
- · 生物多様性基本法
- ・廃棄物処理法 など

環境基本計画

県の条例・計画

- 愛知県環境基本条例
- ・愛知県環境基本計画など

3

6 計画の構成

本計画の構成は、以下の構成を基本とします。

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の目的 2 計画の役割 3 計画の期間 4 計画の範囲
- 5 計画の位置づけ 6 計画の構成



第2章 計画の基本方針

- 1 計画見直しの背景 2 国際情勢の変化 3 国内情勢の変化
- 4 目指すまちの将来像



第3章 わたしたちの環境ビジョン

環境ビジョン1 多様な生態系と共存するまち 環境ビジョン2 低炭素なまち

環境ビジョン3 ものが循環するまち 環境ビジョン4 安全・安心・快適なまち

環境ビジョン5 みんなで取り組むまち



第4章 新城市生物多樣性地域戦略

- 1 背景・計画期間 2 本市の環境 3 対象地域 4 目標
- 5 施策·推進体制·進行管理



第5章 新城市地球温暖化对策実行計画(区域施策編)

- 1 背景・計画期間 2 対象とする温室効果ガス
- 3 本市の現況 (温室効果ガス排出量の推移) 4 対象地域 5 削減目標
- 6 施策・推進体制・進行管理



第6章 計画の総合的運用

- 1 基本的な考え方 2 施策推進にあたっての人材育成・教育と多様な主体の連携
- 3 計画の進行管理

第2章 計画の基本方針

1 計画見直しの背景

第1次新城市環境基本計画が策定された平成20年(2008年)10月以降、環境政策をとりまく、国際・国内情勢に関して様々な変化がありました。

世界では、地球規模の環境の危機を反映し、持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、気候変動に関する国連枠組条約である「パリ協定」の採択など、世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされました。

国内では、環境基本計画の見直しが行われ、第5次環境基本計画が、平成30年(2018年) 4月に閣議決定されました。

第5次環境基本計画は、SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画です。 SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策 による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの 創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす 「新たな成長」につなげていくこととしています。

その他、国内では、地球温暖化に伴う気候変動による自然災害の激甚化や、耕作放棄地や 手入れの行き届かない森林の増加による生物多様性や生態系から得られる恵みの減少、大規 模集中型のエネルギーシステムから分散型のエネルギーシステムの転換、食品ロスやプラス チックごみなどの新たなごみ問題など、社会をとりまく状況が大きく変化しています。

このような社会情勢の変化に対応するため、本市では、「第2次新城市環境基本計画」を策定します。

2 国際情勢の変化

1) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)

平成 27 年 (2015 年) 9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、持続可能な開発目標 (SDGs) として 17 のゴール及び 169 のターゲットが提示されています。

SDGsの根幹にある「持続可能な開発」とは、「将来世代のニーズを損なわずに、現代世代のニーズを満たす」ことをいいます。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダでは、持続可能な開発を、「経済、社会及び環境 というその三つの側面において、バランスがとれ、統合された形で達成すること」としてい ます。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



2) パリ協定

平成 27 年(2015 年)12 月の「国連気候変動枠組条約第 21 回締結国会議(COP21)」で採択された「パリ協定」では、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2 Cより十分低く保つとともに、1.5 Cに抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げました。

また、先進国・途上国の区別なく全ての国が参加、削減目標を5年ごとに提出・更新する 仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、世界全体での今世紀後半の脱炭 素社会の実現を目標としています。

3 国内情勢の変化

1) 第5次環境基本計画

第5次環境基本計画が、平成30年(2018年)4月に閣議決定されました。

本計画においては、目指すべき社会の姿として、各地域がその特性を生かした自立・分散型の社会の形成を目指す「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)の実現が掲げられています。

さらに、この計画の中で分野横断的な「6つの重点戦略」と「重点戦略を支える環境政策」 を設定し、目指すべき社会の姿の実現に向けての施策を展開しています。

(1)目指すべき社会の姿

- ①地域循環共生圏の創造
- ②世界の範となる日本の確立
- ③これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)の実現

(2)6つの重点戦略

- ①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ②国土のストックとしての価値の向上 ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④健康で心豊かな暮らしの実現 ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

(3) 重点戦略を支える環境政策

- ①気候変動対策 ②循環型社会の形成 ③生物多様性の確保・自然共生
- ④環境リスクの管理 ⑤基盤となる施策
- ⑥東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

2) 自然災害によるエネルギーシフト

平成23年(2011年)の東日本大震災に伴う原発事故、平成30年(2018年)の北海道胆振東部地震や令和元年(2019年)の台風15号による大規模停電などを受け、わが国のエネルギー政策全体を見直していく必要が生じています。

本市では、平成30年(2018年)台風24号により、市内のほぼ全域で停電が発生し、長いところでは復旧まで3日以上かかりました。このことから災害に強い電力供給システムの重要性が改めて認識されています。再生可能エネルギー等の導入、省エネルギー対策の一層の促進は今後も重点的に取り組むべき事項といえます。

4 目指すまちの将来像

第2次新城市総合計画において掲げる本市の目指すまちの将来像は、「つながる力 豊かさ 開拓 山の湊しんしろ」です。

本計画では、第2次新城市総合計画において掲げる本市の目指すまちの将来像「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」を実現するために、目指す環境像(環境ビジョン)を定めます。

目指すまちの将来像

つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ

つながる力

第1次新城市総合計画の策定以来、私たちが追求し続けているものです。

市民が互いに手をつなぎ合い進める市民自治、市民、事業者、行政等の連携による地域経済の持続的な発展、市域を越えた広域行政の推進、自治体外交の展開など、「つながり」の必要性を理解し、つながりを創るためのルールづくりと仕組みを整えてきました。

「ひと」「ちいき」「まち」の「つながる力」が「まちづくりの原動力」であり、第1次新城市総合計画で創り上げた"つながり"を、第2次新城市総合計画で"力"に変えるという意味を込めています。

豊かさ開拓

人口減少時代であるからこそ様々な主体が新しい豊かさを追求していく、豊かさを切り拓いてい くことを意味しています。

豊かさは物質的・経済的な価値観だけではなく、個人の趣味や仲間との地域活動、子育ての喜びや日々の暮らし、夢や目標に向かって努力できる環境、やり直すことができる仕組み、主体的な行動が尊重される雰囲気、居場所がある安心感など、人それぞれの価値観で実感するものです。

山の湊

第1次新城市総合計画からの継承で、新城市をイメージする言葉です。「つながる力」で「豊かさ開拓」することにより、人が地域が輝き、新城市の未来が明るく開かれ、地域の魅力が向上することを目指します。

第3章 わたしたちの環境ビジョン

本市の掲げる目指すまちの将来像「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」の実現に向け、次の5つの「わたしたちの環境ビジョン」を設定します。

目指すまちの将来像

つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ

環境ビジョン1

多様な生態系と共存するまち

- 1)豊かな生物多様性を育む 自然環境の保全・活用
- 2)自然に親しむ

環境ビジョン2

低炭素なまち

- 1)エネルギー自治
- 2)環境にやさしい交通行動
- 3)気候変動への適応策
- 4)森林吸収源対策

環境ビジョン5

みんなで取り組むまち

SUSTAINABLE DEVELOPMENT

- 1)環境人材の育成(職員、市民)
- 2)パートナーシップの強化
- 3)環境教育の実施

環境ビジョン3

ものが循環するまち

- 1)ごみの減量
- 2)持続可能な消費行動
- 3)健全な水循環

環境ビジョン4

安全・安心・快適なまち

- 1)災害対策
- 2)公害等の未然防止
- 3)防犯対策
- 4)地産地消
- 5)歴史文化の保全・整備・活用

環境ビジョン1 多様な生態系と共存するまち

本市は、天竜奥三河国定公園、愛知高原国定公園、桜淵県立自然公園、本宮山県立自然公園を有し、市域の83%を占める広大な森林、豊川(寒狭川)や宇連川等の一級河川、長ノ山湿原を代表とする作手中間湿原群、四谷の千枚田等の田園風景など、豊かな生物多様性を育む自然環境に恵まれています。

このような環境を有する本市には、天然記念物のネコギギをはじめ、コノハズク、ミカワバイケイソウなど、多くの生き物が生息・生育しています。

一方、開発等によるナガレホトケドジョウ等の生息地の減少、森林や農耕地の手入れ不足 による自然の質の低下、アメリカザリガニやオオキンケイギクなどの外来種による生態系の かく乱、地球温暖化による環境変化等の課題もあります。

わたしたちは、自然環境を大切にする心を育み、多様な生態系の維持・保全・再生を図りながら、地域資源を有効に活用する『多様な生態系と共存するまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。



左:四谷の千枚田 右:桜淵公園













■豊かな生物多様性を育む自然環境の保全・活用

1) 豊かな生物多様性を育む自然環境の保全・維持・再生

本市最大の特徴であり、市民共有の財産である豊かな生物多様性を育む自然環境を保全・維持していくとともに、荒廃しつつある森林や耕作放棄地等の再生を図り、本市の原風景を将来世代に引き継いでいきます。

2) 豊かな自然を地域資源として活用

本市の重要な地域資源である、豊かな生物多様性を育む自然環境を、持続可能な形で最大限に活用し、新たな産業の創出や魅力あるまちづくりを進めます。

■自然に親しむ

1) 自然を活かしたまちなみ景観・ふれあいの場づくり

森林、河川、湿原や水田等の自然生態系に配慮しながら、多様な自然を活かしたまちなみ 景観の創出や原風景の保全・再生、自然にふれあい、楽しむ場の充実を図ります。

2) 自然に親しむ心の醸成

親子で日常的に自然に親しみ、ふれあう機会を作ることで、自然に対する理解を深め、大切にする心を醸成します。子どもだけでなく、すべての世代を対象とした環境教育を推進することで、シニア世代から親世代、さらに子世代へと自然に親しみ、大切にする心の継承を図ります。



鳳来寺山

環境ビジョン2 低炭素なまち

豊かな生活を維持するためのエネルギー源として、大量の化石燃料が消費されるようになっています。

その結果、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に排出され、大気中の濃度が高まり、熱の吸収量が増えた結果、地球の気温が上昇し始めています。

このような地球温暖化の影響として、海面上昇、動植物の絶滅リスクの増加、異常気象の増加、食料不足などの影響が予測されています。

わたしたちは、エネルギーの使い方を知り、それをコントロールし、自分たちの思いに合ったエネルギーを自ら選び、作り出していく、「エネルギーを人任せにしないエネルギー自治」を通じて、省エネルギー行動、再生可能エネルギー利用や環境にやさしい交通手段の利用を推進し、温室効果ガスの排出を抑制します。

また、温室効果ガスの吸収源である森林の適切な維持管理や、地域材の利用促進により地球温暖化を抑制する『低炭素なまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。



作手総合庁舎 -地域材を使用した施設-











エネルギー自治

1) 省エネルギー行動の推進

地球温暖化の緩和策として、省エネルギー行動を推進していきます。

うちエコ診断によるエネルギー消費量の「見える化」や照明のLED化等の省エネルギー機器の使用を進め、エネルギーの効率的な利用に取り組みます。

2) 再生可能エネルギー導入の推進

地球温暖化の緩和策として、太陽光発電、マイクロ水力発電、間伐材・剪定枝及び生ごみ 等による熱利用やバイオマス発電など、再生可能エネルギーの導入を推進していきます。

3) エネルギー自治の推進

エネルギーの使い方を知ってその使い方をコントロールし、自分たちの思いに合ったエネルギーを選び、さらにエネルギーを作りだしていく「エネルギー自治」の取り組みを通じ、省エネや再エネを進めていきます。

■環境にやさしい交通行動

1) 公共交通機関の利用推進

公共交通に関する情報提供やバスの乗り方講座などを通じて、公共交通を身近に感じ、利用したくなる機会をつくります。

また、市民、交通事業者、市が一緒になって、市民の移動ニーズや利用特性に合わせた利便性の高い公共交通網の形成に取り組みます。

2) 歩行と自転車利用の推進

歩行者や自転車の安全を確保し、子どもや高齢者などが安心して通行することができる道路を整備します。また、道路のバリアフリー化を進めます。

3) 環境に配慮した自動車利用

自動車は、化石燃料を消費して排ガスを放出するため、自動車購入時には、次世代自動車を選択するように普及啓発を進めます。

マイカーに比べて環境にやさしい公共交通機関、自転車、徒歩など賢く使い分ける交通行動を推進することで、マイカー依存の意識の見直しや、マイカー利用の最小限化に取り組みます。

また、公共交通の乗り継ぎ拠点にレンタサイクルの整備などを進めていきます。

■気候変動への適応策

気候変動への適応策の推進

地球温暖化に伴う、気候変動などによる暮らしへの影響に対して、地球温暖化に対する根本的な対策である緩和策だけでは避けられない被害を軽減するための適応策を推進します。

森林吸収源対策

1) 森林の適切な維持管理

市域の8割以上を占める森林が温室効果ガス(二酸化炭素)の吸収源として十分な機能を 発揮できるように、間伐等による適切な森林管理を進めます。

また森林作業に必要となる環境に配慮した林道等の整備を進めます。

2) 地域材の利用促進

森林の適切な維持管理を進めるとともに、市民の森づくり活動等を通じた森林の多面的な 役割、林業や木材利用への理解・関心を深め、地域の三河材の利用を促進していきます。



木質バイオマスボイラー -湯谷温泉-

環境ビジョン3 ものが循環するまち

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な 物質循環を阻害する側面を有しています。

また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇に対する懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

これらの問題解決に向け、誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された持続可能な循環型社会を構築する必要があります。

わたしたちは、一人ひとりの生活習慣を見直し、3Rの推進やもったいない意識の普及啓発などによるごみの減量、人や社会、環境に配慮した消費行動、健全な水循環の構築により、『ものが循環するまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。



新城市クリーンセンター













ごみの減量

1) 3Rの推進

市民、事業者、市が協働して市全体のごみを減量します。

また、3Rの優先順位(①リデュース(排出抑制)、②リユース(再使用)、③リサイクル (再生利用))を守り、ごみを可能な限り出さない生活習慣の実現及び持続可能な資源の利用 に努めます。

2) 食品ロスの削減

食品ロスを減らすため、食育を通じて、一人ひとりが、買いすぎや作りすぎの解消など日常生活でできる工夫を実践し、食品ロスを減らすための取り組みを促進していきます。

3) もったいない意識の普及啓発活動

製造、流通、消費、廃棄、処理の各過程において、ごみの減量につながる「もったいない」 意識を持ち、無駄なものを作らない・買わないことを徹底します。

4) ごみ分別・収集・処理体制の整備

一人ひとりが、ごみ問題を自らの問題としてとらえます。

店頭での容器類回収の励行、分別方法の周知・指導などで、ごみの適正な排出の啓発を行います。

ごみの収集処理を行う施設の維持管理に努め、施設の延命化を図ります。

持続可能な消費行動

環境・人・社会・地域に配慮した消費行動

事業者や消費者が、環境への配慮に加えて、「労働搾取などを助長しない」、「地域社会、地域経済を損なわない」など、人・社会及び地域に配慮した商品・サービスを積極的に提供・選択し、社会的課題や環境問題の解決を考慮した消費活動を促進します。

健全な水循環

健全な水循環の構築・強化

将来にわたり、豊かで質のよい水を育む水源地域となるよう、間伐等による適切な森林管理を進めるとともに、上下水道環境の整備を進め、健全な水循環の構築・強化を図ります。

環境ビジョン4 安全・安心・快適なまち

子どもからお年寄りまで、すべての人が日々健やかに暮らすことのできる生活環境は、持 続可能な地域社会を実現するための基盤となる重要な要素です。

本市は、東海地震、東南海・南海地震、南海トラフ地震といった大規模な地震に係る地震 防災対策地域であり、効果的・効率的な被害軽減策が求められています。

さらに事業活動、家庭生活等に伴う公害苦情等の未然防止体制や防犯対策、頻発する異常 気象に伴う自然災害への対応の強化を行う必要があります。

また、本市には、先人から受け継がれてきた歴史的・文化的遺産、伝統芸能といった地域 文化を形成する数多くの地域資源が存在しています。

これら歴史的・文化的遺産を保全・整備し、地域文化を継承するとともに活用していくことも必要です。

わたしたちは、災害に強く、公害のない、歴史文化資源を活かした魅力的な「新城らしさ」 あふれる『安全・安心・快適なまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。



内金トンネル(旧田口線跡)と河津桜











災害対策

1) 自然災害への対応

建造物や設備に関する(ハード)施策と意識付け・情報周知等(ソフト)の施策を組み合わせて一体的に災害対策を推進します。

発災した際は、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様 なニーズに適切に対応します。

2) 地域自主防災の意識の醸成

市民一人ひとりが主体的かつ迅速に避難行動がとれるよう自助、共助の意識を醸成するとともに、幅広い年齢層で構成される自主防災会の体制を整備します。

公害等の未然防止

公害を未然に防ぐ体制強化と連携

公害苦情等の未然防止や被害を最小限に食い止めるため、環境保全協定の締結の継続と協 定内容の見直しを図り、市民、事業者、市の連携体制を強化します。

■防犯対策

1) 犯罪を未然に防ぐ環境・体制づくり

市民、事業者、市が連携した防犯灯・防犯カメラの設置により犯罪を誘発する恐れのある環境の解消や、市民一人ひとりが日頃から関心をもって、身近な生活環境の防犯点検を行うことで、地域の防犯力の向上を図ります。

2) 空き家対策の推進

防災性や防犯性の低下、景観の悪化を招く空き家について、地域での活動を通じて見回り 等の実施を促します。

空き家が市民等に対し危険を及ぼすような状態にある場合は、建物の所有者に対し、適正な管理を施すよう助言・指導を行うとともに、関係機関と連携して状況の改善に努めます。

地産地消

地産地消の推進

地域産のものを消費・使用することは、地域の農林業の持続的発展や安心・安全な食品の 供給につながるだけでなく、輸送に係るエネルギーが少なく環境にやさしい取り組みとなり ます。

学校給食や企業の食堂等にも地域産の食品を積極的に取り入れるなど、地産地消を促進します。

歴史文化の保全・整備・活用

1) 史跡、名勝、天然記念物や建造物の保全・整備

歴史遺産や国・県・市による指定文化財の保全、整備を図るとともに、知識や技術を将来 にわたり継承する人材の育成と調査・研究活動を進めます。

2) 歴史文化の活用

本市の重要な地域資源である歴史文化を最大限活用し、歴史や文化、生活技術を活かしたまちづくりや事業を展開し、市民の学習・交流の場や観光資源としての活用を進めます。



長篠合戦のぼりまつり

環境ビジョン5 みんなで取り組むまち

新城市環境基本条例において、市は持続可能な社会の構築の基礎である地域の環境の保全 と創出に関して主要な推進者としての役割を担うとともに、地域の取り組みの調整者として の役割を担うことが期待されています。

そのために、市は、職員の資質や環境意識の向上及び関係部局間の緊密な連携を図りつつ、 各主体の模範となるよう組織としての機能を高めていくことが重要です。

環境基本計画の着実な実施を図るには、新城市自治基本条例で示すように、市だけではなく、市民一人ひとりが主役となり、多様な主体によるパートナーシップの構築が重要になります。

また、各主体の積極的な参加を促すためには、環境情報が重要であるため、各主体は、ニーズに応じた環境情報を提供し、施策の実施段階のいずれかにおいてパートナーシップを充実・強化していくことが必要不可欠となります。

わたしたちは、地球環境問題や地域の課題に対して『みんなで取り組むまち』を創造し、 将来世代に引き継いでいきます。



中部環境先進5市サミット in 新城











■環境人材の育成(市民、職員)

1) 市民の人材育成:環境活動リーダーの育成

地域活動の活性化を促進するため、地域における環境活動や環境学習のリーダーやプレイヤーを市民の中から育成するしくみをつくります。

2) 市民の人材育成:活躍の場づくり

リーダー、プレイヤーや各団体が、その地域や組織の枠組みを越え、その他の地域や組織 と協働して活躍できる機会やしくみをつくります。

3) 職員の人材育成:職員研修の実施

持続可能な地域の発展につながる市の施策及びSDGsの推進を行うことができるように、 職員の資質や政策形成能力の向上につながる効果的な研修を行います。

4) 職員の人材育成:行動計画と進行管理

温室効果ガスや利用資源の削減のため、庁舎管理におけるごみ減量、節水、省エネルギー等のエコオフィスに係る職員の行動計画を策定し、確実に実行できるように進行管理を行います。

パートナーシップの強化

1) 庁内連携の強化

職員間の迅速な情報の発信・共有を可能にし、共通認識をもって行政運営を進め、庁内の 連携を強化します。

2) 環境活動の支援

市民環境団体がその専門性を活かし、地球環境問題や地域の課題に貢献できるよう、また、継続した運営ができるよう支援します。

3) 市民、事業者、市、他自治体、NPO、NGOなどの連携

市民、事業者、市、NPO、NGO等がお互いの得意分野を活かし合い、環境問題や地域の 課題に対し、協働して事業が行えるようパートナーシップを構築します。

愛知県や周辺自治体などと連携し、広域的な取り組みを行うことにより、効率的な事業展開を図ります。

環境教育の実施

1) 環境教育の拠点の活用

より多くの市民が環境教育・学習に参加できるよう、環境教育の拠点となる施設やフィールド、地域の環境情報発信機能の活用を進めます。

2) 環境教育・体験学習の実施

豊かな生物多様性を育む自然環境や歴史文化など地域の特色を活かした環境講座・体験学習・イベント等を開催し、地域社会づくりや環境活動、連携の促進を図ります。

3) 環境教育体制の整備

段階的、専門的に取り組むことのできる環境教育・学習体制や取り組みの改善ができるしくみを構築します。

家庭・地域・学校の連携協働による共育の推進を図り、身近な地域の子どもと大人が、共に過ごし共に学び共に育つことのできる教育体制を整備します。

4) 環境情報の提供

市民のニーズを把握し、地域が抱える課題を市民と市とが協働して解決できるよう、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等の情報技術の活用、意見交換の機会の充実により、双方向の情報提供・共有を図ります。



中部環境先進5市サミット in 新城

第4章 新城市生物多様性地域戦略

1 背景・計画期間

私たちの暮らしや産業は、多くの生きものが互いに生息・生育する生態系からの恵みによって成り立っています。一方で、私たち人間の活動は生物多様性に負の影響を与えています。

その結果、多くの生きものが絶滅し、長い時間をかけてつくられた生物多様性をこの数百年という短い時間で損なおうとしています。

本計画の計画期間は、環境基本計画と同様の令和2年度(2020年度)から令和13年度(2031年度)までの12年間とします。

2 本市の環境

1) 地形·地質

本市は、1,000mほど標高差がある地形で、 平野や高原、急峻な山岳、渓谷など非常に変 化の富んだ地形となっています。

南北の中央を豊川と日本最長の断層帯である中央構造線が横断しており、地形と地質が豊川本流右岸の内帯と左岸の外帯に分かれています。

内帯側の地質は、領家帯の花崗岩や石英閃緑岩、片麻岩などが広く分布しています。鳳来地区の大半は、第三紀の設楽層群の流紋岩質凝灰岩や松脂岩、デイサイトがほとんどを占めています。



外帯側の地質は、三波川帯の緑色片岩や黒色片岩、かんらん岩やこれが変成した蛇紋岩、はんれい岩、角閃岩、輝緑岩など多様な岩石が中央構造線に沿って帯状に出現し、桜淵では石灰岩が緑色片岩に挟まれてみることができます。

新城市の土壌の特徴としては、赤色土と暗赤色土が比較的広範囲に出現することです。

赤色土は、いわゆる赤土とも呼ばれる粘土質の土壌で第四紀の間氷期の亜熱帯・熱帯の乾燥した気候下で生成されたものです。

暗赤色土は土壌断面の下部がチョコレート色になる土壌で蛇紋岩地帯(塩基性暗赤色土) や巣山層(火山性暗赤色土)にみられます。

市内の森林・田園風:

2) 植生

本市の市域の83%を占める森林では、尾根沿いを中心に在来のシイ・カシ類などの常緑広葉樹林が点在していますが、森林面積の65%以上はスギやヒノキの人工林となっています。

この人工林は、木材価値の下落と共に手入れ不足となり、荒廃した森林が社会問題となっています。

鳳来地区は、岩場が多く分布しており、岩場に成立 ■ する植生と岩に付着して成立する植生に特色があります。



また、ツガ群落のほか、亜高木のヤブツバキ、アラカシ、ツクバネガシや低木層のアオキなどが常緑広葉樹林の群落をつくり、タキミシダやオクタマシダを始めシダ植物以上の高等植物が 800 種余確認されています。







ホソバシャクナゲ

日本の重要湿地 500 選にも選ばれている作手中間湿原群には、全国的にも絶滅の危険性の あるサギソウ、トキソウ、イヌセンブリ、ミカワバイケイソウなどの植物がみられます。

本市には、タキミシダ、ミズマツバ、オキナグサなどの国の絶滅危惧種に指定されている 植物も確認されています。



長ノ山湿原



サギソウ

3) 動物

本市は、森林の他にも豊川 (寒狭川) や宇連川、矢作川など豊かな水にも恵まれており多くの動物が生息しています。

山間地には、ニホンザルをはじめ、イノシシ、タヌキ、ニホンリス、ノウサギ、ニホンジカ、カモシカなどが生息し、一部の社寺林にはムササビの生息も確認されています。

一方で、イノシシやニホンジカによる農林業被害が発生しており、生息数や生息分布の適 正な管理が必要となっています。





豊川

宇連川

鳥類は、山間部では生態系の頂点に君臨するクマタカやハヤブサなどの猛禽類をはじめ、 キツツキ類、カラ類、ホトトギス類などの生息が確認できるほか、「仏法僧(ブッポウソウ)」 の鳴き声で有名なコノハズクも確認できます。

また、豊川やその支流ではオシドリやカワセミをはじめ、カモ類、チドリ類、セキレイ類 の生息が確認できます。

市中心の桜淵公園付近では年間約80種の野鳥を確認することができます。







ヤマセミ

爬虫類は、シマヘビ、ジムグリ、タカチホヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ、ニホンマムシなどのヘビ類やニホンイシガメ、ニホンカナヘビ、ヒガシニホントカゲが確認されています。

最近では、ペットとして飼育されていた爬虫類の飼育放棄による在来種の生態系への影響 が危惧されています。

両生類は、モリアオガエルをはじめとするカエル類やアカハライモリが確認されています。





ヤマカガシ

モリアオガエルと卵塊

魚類は、天然記念物のネコギギをはじめ、ニホンウナギ、アユ、イワナ、アマゴ、ナガレホトケドジョウなどの生息が確認されています。

一方で、ブラックバスやブルーギルなどの国外から持ち込まれた外来種や河川改修による 生態系の破壊が危惧されています。

また、アユの放流に伴い琵琶湖から移入したハス、ギギなど、他地域から持ち込まれた国 内由来の外来種も見られるようになりました。



ネコギギ



ナガレホトケドジョウ

昆虫類は、数多くのバッタ類、トンボ類、チョウ類、ガ類、カメムシ類、甲虫類、水生昆虫 が確認されています。

チョウ類では、ヒメヒカゲやオオムラサキ、クロツバメシジミも確認することができますが、昔見ることのできたギフチョウやクロコムラサキは近年ほとんど見かけることがなくなりました。気候の変動、温暖化の影響から、山地性・寒地性の種であるウスバシロチョウやミスジチョウも減少しています。

多くの水生昆虫の生息も確認でき、豊川水系が良好な環境であることを確認することができますが、水質、底質、川岸の植生など環境の指針として、今後も水生生物調査を実施する必要があると思われます。



ウスバシロチョウ



クロツバメシジミ

3 対象地域

多様な生物多様性は、一つの市域で完結するものではなく、広域的な取り組みが必要ですが、本計画における対象地域は、新城市全域とします。

4 目標

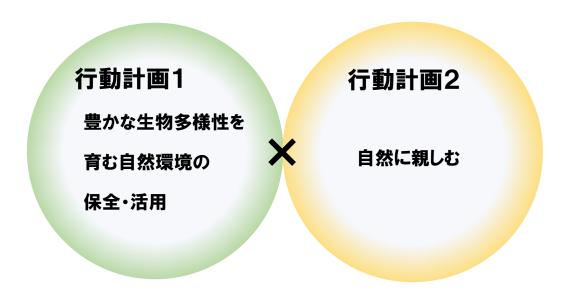
生物多様性への意識を高め、生きものがすむ場所が確保され、本来、そこの場所にいるべき野生の生きものと、人が共に生きていくことができるまちを目指すため、本市の目標を「多様な生態系と共存するまち」とします。

5 施策・推進体制・進行管理

目標である「多様な生態系と共存するまち」を実現するため、2つの行動計画を柱としながら、市民、事業者、市によって、生物多様性地域戦略を推進します。そのため、新城設楽生態系ネットワーク(https://shinshiroshitara-seitaikei.jimdofree.com/)の一員としてネットワークを最大限に活用します。

なお、推進体制は、環境基本計画の「第6章 計画の総合的運用」に準ずるものとします。 具体的な目標や施策については、令和2年度(2020年度)までは、「新城市環境行動計画しんしろアジェンダ21」、それ以降は、今後策定予定の「新城市環境行動計画(仮称)」に基づき、生物多様性地域戦略を推進していくものとします。

■目標を実現するための2つの行動計画



目標

多様な生態系と共存するまち

行動計画1 豊かな生物多様性を育む自然環境の保全・活用

1) 豊かな生物多様性を育む自然環境の把握

豊かな生物多様性を育む自然環境は市民共有の財産です。地域の自然環境を知るために、 基礎データを収集し、現状を把握・認識します。

2) 豊かな生物多様性を育む自然環境の保全

豊かな生物多様性を保全するため、希少な野生動植物などの保護、外来種などの駆除を実施します。

3) 豊かな生物多様性を育む自然環境の再生

荒廃しつつある森林や耕作放棄地等の再生を図り、公益的機能を十分発揮できるようにし、里山を保全することで豊かな生物多様性や原風景を将来世代に引き継いでいきます。

4) 豊かな生物多様性を育む自然環境を地域資源として活用

農林業の振興や地産地消の促進を通じて、豊かな生物多様性を育む自然環境を、生態系に配慮しながら持続可能な形で最大限に活用し、魅力あるまちづくりを進めます。

5) 豊かな生物多様性を育む自然環境を地球温暖化から守る

地球温暖化による気候変動など、生態系に与える影響を和らげるための温暖化に対する緩和策や適応策を推進します。

行動計画2 自然に親しむ

1) 自然を活かしたまちなみ景観づくり

森林、河川、湿原や水田等の豊かな生物多様性に配慮しながら、自然を活かしたまちなみ景観を創出します。

2) 自然を活かしたふれあいの場所づくり

地域の自然を知るために、豊かな自然にふれあうことのできて楽しめる場の充実を図ると共に利活用の促進を実施します。

3) 自然にふれあい学びます

自然にふれあいながら、自然を理解することができる水生生物調査や自然観察会などを 開催します。

4) 自然に親しむ心の醸成

日常的に自然に親しみ、ふれあう機会を作ることで、自然に対する理解を深め、大切にする心を醸成します。また、子どもだけでなく、すべての世代を対象とした環境教育を推進することで、シニア世代から親世代、さらに子世代へと自然に親しみ、大切にする心の継承を図ります。

5) 自然に親しむ団体の活性化を図ります

市民活動を行う団体の自立を促し、活動を支援するとともに、成果発表の機会や交流の場を設けます。

第5章 新城市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

1 背景・計画期間

本市では、平成 24 年 4 月に地球温暖化対策の推進に関する法律第 19 条に基づき「新城市 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下、旧地球温暖化対策実行計画という。)を策定 しました。

旧地球温暖化対策実行計画では、京都議定書に基づく国の目標値を踏まえ、2020 年度(令和 2 年度)を中期目標、2050 年度(令和 32 年度)を長期目標とした1990 年(平成 2 年)比の温室効果ガス削減目標値とその達成に向けた推進施策を定めました。

その後、国では、平成 27 年 (2015 年) 7 月、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP 2 1) に先駆けて提出が招請された新たな温室効果ガス排出削減目標(約束草案)を提出し、平成 27 年 (2015 年) 12 月の会議で国際的な合意を経てパリ協定が採択されました。

本計画では、国の削減目標を踏まえ、新しい削減目標と環境ビジョンに合わせた施策を定めます。また、本計画の計画期間は、環境基本計画と同様の令和2年度(2020年度)から令和13年度(2031年度)までの12年間とします。

2 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスとして二酸化炭素(CO_2)、 メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカー ボン類、六ふっ化硫黄(SF_6)、三ふっ化窒素(NF_3)の7種類を定めています。

これらのうちで、CO₂換算した温室効果ガスの排出量の構成比では、二酸化炭素が約92% とほとんどを占めます。

本計画では、市民の生活や経済活動で電気や燃料の消費に伴って排出されるエネルギー起源の二酸化炭素と廃棄物(一般廃棄物)に含まれる廃プラスチック等の燃焼による二酸化炭素を対象とします。

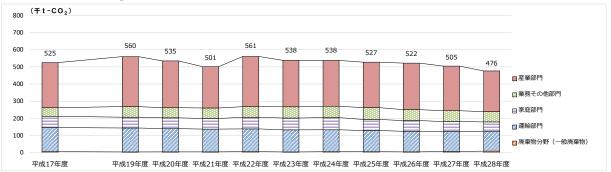
- ・産業部門(農林水産業、鉱工業・建設業、製造業)
- ・業務その他部門(事務所、ビル、商業・サービス業施設等)
- •家庭部門(家庭)
- ・運輸部門(自動車燃料の消費)
- ・廃棄物部門(一般廃棄物の燃焼)

3 本市の現況 (温室効果ガス排出量の推移)

温室効果ガス排出量の推移をみると、総排 出量、部門別の排出量ともに減少傾向にあり ますが、廃棄物分野(一般廃棄物)について は、近年増加傾向がみられます。

廃棄物分野 (一般廃棄物) **(平成28年度(2016年度))** 2% 内側(内訳)凡例 ■ 製造業 運輸部門 ■建設業・鉱業 24% □農林水産業 ■業務その他部門 産業部門 □家庭部門 50% 家庭部門 ■自動車 11% 🛚 鉄道 🖽 船舶 業務その他部門 ☑ 一般廃棄物

部門・分野別の温室効果ガス(CO2)排出量の経年変化



部門・分野別の温室効果ガス(CO2)排出量の経年変化

- 1	T 11/ / / .	_	_	~ ~	
	H 177	• -	+	('()	- 1
	「単位		1 L —	CO	വ

	年度		年度								
部門	H17 2005	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016
産業部門	263.3	291.3	272.7	241.2	292.6	271.0	267.3	265.1	271.0	260.6	236.8
業務 その他部門	50.0	62.0	59.1	61.3	61.7	65.4	66.0	69.2	63.8	62.6	60.4
家庭部門	65.8	62.7	63.0	61.6	68.1	68.8	71.4	64.1	62.7	57.0	54.2
運輸部門	140.6	139.6	135.6	132.6	132.5	129.0	127.7	123.7	119.9	117.7	115.9
廃棄物分野 (一般廃棄物)	5.6	4.3	4.5	4.7	5.8	4.0	5.4	5.3	4.6	6.7	9.0
合計	525.2	559.9	534.8	501.3	560.7	538.1	537.7	527.4	521.9	504.6	476.2

4 対象地域

地球温暖化対策は、一つの市域で完結するものではなく、広域的な取り組みが必要ですが、 本計画における対象地域は、新城市全域とします。

5 削減目標

1) 国の温室効果ガス排出量の削減目標

(国の削減目標)

国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づき、国の地球温暖化対策計画では、中期目標として国内の排出削減・吸収量の確保により、令和 12 年度 (2030年度) において、平成 25年度 (2013年度) 比 26.0%減(平成 17年度 (2005年度) 比 25.4%減)の水準にすることを掲げました。

さらに、長期的な目標を見据えた戦略的取組(長期的目標)として、令和32年度(2050年度)までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとしています。

出典:「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日)

2) 本市における温室効果ガス排出量の削減目標

(市の削減目標)

本市における令和 12 年度(2030 年度)の温室効果ガス排出量は、平成 25 年度(2013年度)を基準として、26%削減し、390 千 t - C O 2 を目指します。

なお、計画期間最終年度である令和 13 年度 (2031 年度) については、暫定の削減目標として 28%削減 (380 千 t - C O_2) とします。

[単位:千t-CO₂]

	基準年度	統計上の	目標年度		
項目	基毕 十段	最新年度	削減目標	暫定削減目標	
	平成25年度	平成28年度	令和12年度	令和13年度	
	(2013年度)	(2016年度)	(2030年度)	(2031年度)	
排出量	527	476	390	380	
削減量	_	-51	-137	-147	
削減率	_	10%	26%	28%	

6 施策・推進体制・進行管理

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、平成24年度(2012年)に策定した旧地球温暖化対策実行計画の重点施策(リーディングプロジェクト)の方針を引き継ぎながら、新しい環境ビジョンの実現に向けた施策を実施していきます。

なお、推進体制は、環境基本計画の「第6章 計画の総合的運用」に準ずるものとします。 具体的な目標や施策については、令和2年度(2020年度)までは、「新城市環境行動計画し んしろアジェンダ21」、それ以降は、今後策定予定の「新城市環境行動計画(仮称)」に基づ き、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を推進していくものとします。

エコな暮らしプロジェクト

市民生活や事業活動において、3 Rの優先順位(①リデュース(排出抑制)、②リユース(再使用)、③リサイクル(再生利用))を守り、ごみを可能な限り出さない生活習慣の実現及び持続可能な循環型のまちづくりを進めるとともに、省エネ行動を進めるための仕組みを構築し、環境に優しい暮らしを推進します。

【関係する主な環境ビジョン】

環境ビジョン1 多様な生態系と共存するまち

●自然を活かしたまちなみ景観・ふれあいの場づくり

環境ビジョン2 低炭素なまち

●省エネルギー行動の推進

環境ビジョン3 ものが循環するまち

- ●3Rの推進 ●食品ロスの削減 ●もったいない意識の普及啓発活動
- ●ごみ分別・収集・処理体制の整備●環境・人・社会・地域に配慮した消費行動

環境ビジョン4 安全・安心・快適なまち

●地産地消の推進

■スマートエナジープロジェクト

住居や事業所における冷暖房に省エネ設備・機器の積極的な導入や自動車利用の抑制など エネルギーを消費する側と太陽光発電などをはじめとする再生可能エネルギーの普及と効果 的な活用などエネルギーを供給する側の対策を併せて進めます。

【関係する主な環境ビジョン】

環境ビジョン2 低炭素なまち

- ●省エネルギー行動の推進 ●再生可能エネルギー導入の推進
- ●エネルギー自治の推進 ●公共交通機関の利用推進 ●歩行と自転車利用の推進
- ●環境に配慮した自動車利用

■育成と共生の森づくりプロジェクト

森林育成・整備による森林吸収源の促進、地域材の使用などを通じて、新城市の森林資源 を活用した低炭素型のまちづくりを進めます。

【関係する主な環境ビジョン】

環境ビジョン1 多様な生態系と共存するまち

- ●豊かな生物多様性を育む自然環境の保全・維持・再生
- ●豊かな自然を地域資源として活用
- ●自然を活かしたまちなみ景観・ふれあいの場づくり ●自然に親しむ心の醸成

環境ビジョン2 低炭素なまち

●省エネルギー行動の推進 ●森林の適切な維持管理

■みのりがめぐるまちづくり推進プロジェクト

省エネルギーや再生可能エネルギーの取り組みは、温室効果ガス排出量の削減だけでなく、 地域経済が活性化する有効な手段としてとらえ、新規事業・対策・技術・科学の一層の推進 に向け、協働体制の構築、地域間連携などを進め、「みのりがめぐるまちづくり」を推進しま す。

【関係する主な環境ビジョン】

環境ビジョン1 多様な生態系と共存するまち

●豊かな自然を地域資源として活用

環境ビジョン2 低炭素なまち

- ●省エネルギー行動の推進 ●再生可能エネルギー導入の推進
- ●エネルギー自治の推進

環境ビジョン5 みんなで取り組むまち

●市民、事業者、市、他自治体、NPO、NGOなどの連携

■環境学習都市づくりプロジェクト

環境意識を高めるための講座・学習会の実施や、環境先進都市への視察・見学会を行うなど、温暖化防止行動につながる環境教育の場を提供し、持続可能な環境首都「山の湊」を目指します。

【関係する主な環境ビジョン】

環境ビジョン5 みんなで取り組むまち

- ●市民の人材育成:環境活動リーダーの育成 ●市民の人材育成:活躍の場づくり
- ●職員の人材育成:職員研修の実施
- ●市民、事業者、市、他自治体、NPO、NGOなどの連携
- ●環境教育の拠点の活用 ●環境教育・体験学習の実施 ●環境教育体制の整備
- ●環境情報の提供

第6章 計画の総合的運用

1 基本的な考え方

目指すまちの将来像の実現にむけ、本計画を総合的かつ計画的に推進していくために、市 民、事業者、市の各主体が、それぞれの役割のもと協力・連携して取り組んでいくことが重 要です。本計画では新城市環境基本条例の基本的な考え方を踏まえ、新城市自治基本条例の 基本原則にそってみんなで協力してまちづくりを推進し、環境ビジョンの実現を目指します。

1) 新城市環境基本条例

新城市環境基本条例では、「環境の保全と創出」について、市民、事業者、市の責任と義務が次のとおり示されています。

市民の責任と義務

日常生活において環境の保全と創出に努力するとともに、環境への負荷を少なくするよう努力しなければなりません。

日常生活から排出される廃棄物の徹底した減量と分別、生活排水の改善に努力するとともに、 省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。

市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関係する施策に協力する責任と義務があります。

事業者の責任と義務

事業活動により公害を発生させないようにするとともに、自然生態系の維持に配慮しつつ環境 を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

事業活動に関係する製品、原材料その他のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。

事業活動により公害を発生させ自然生態系を破壊したりしたときは、自らの責任と負担において これを補償するとともに原状回復しなければなりません。

市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関係する施策に協力する責任と義務があります。

市の責任と義務

次に掲げる事項の施策を総合的、計画的に進める責任と義務があります。

事業計画を立案したり事業を実施するときは、この条例の基本的な考え方に従って行います。

- (1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、適切な排水処理、省資源と省エネルギー、 歴史的文化的資源の保全、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関係すること。
- (2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全と整備、緑化、野生動植物の生態とその 多様性に配慮した自然保護など自然環境に関係すること。
- (3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全に関係すること。

2) 新城市自治基本条例

新城市自治基本条例では、「市民が主役のまちづくり」の推進と「元気に住み続けられ、世代のリレーができるまち」を協働してつくるため、まちづくりに関する基本的な理念と市民、市(行政)の役割が次のとおり示されています。

まちづくりの基本原則

(1) 市民主役の原則

市民一人ひとりが主役となってまちづくりを進めます。

(2) 参加協働の原則

市民、議会及び行政は、積極的な参加と協働によりまちづくりを進めます。

(3) 情報共有の原則

市民、議会及び行政は、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます。

市民の権利と責務

まちづくりの担い手として、市政に参加することができます。

市政について情報を知る権利を有し、議会及び行政に対しその保有する情報の公開を求める ことができます。

まちづくりの担い手であることを自覚し、互いに住みやすいまちの実現に努めます。

ボランティア団体等、自主的に公益活動を行う市民活動団体は、互いに連携し、行政区等と力を合わせてまちづくりに努めるものとします。

行政の責務

市長は、中長期視点から、市政の目的が最大限に達成されるよう総合的かつ計画的な行政の運営に努めます。

行政は、市民の市政に関する要望等に迅速かつ誠実に応答するよう努めます。

行政は、市民の立場で考えて仕事をする職員を育成し、市民サービスの質を向上させます。

職員は、市民のために働く者として、公正かつ誠実に職務を行います。

職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めます。

職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を行います。

2 施策推進にあたっての人材育成・教育と多様な主体の連携

目指すまちの将来像の実現のためには、「環境ビジョン5 みんなで取り組むまち」で掲げたように、自ら環境に対して行動を実践する環境人材の育成や教育の他、多様な主体が連携し、環境ビジョン1~4で掲げた持続可能な活動や環境行動を進めていく必要があります。

環境ビジョン1

多様な生態系と共存するまち

- 1)豊かな生物多様性を育む 自然環境の保全・活用
- 2)自然に親しむ

環境ビジョン2

低炭素なまち

- 1)エネルギー自治
- 2)環境にやさしい交通行動
- 3)気候変動への適応策
- 4)森林吸収源対策

目指すまちの将来像

つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ



環境ビジョン4

安全・安心・快適なまち

- 1)災害対策
- 2)公害等の未然防止
- 3)防犯対策
- 4)地産地消
- 5)歴史文化の保全・整備・活用

環境ビジョン3

ものが循環するまち

- 1)ごみの減量
- 2)持続可能な消費行動
- 3)健全な水循環

持続可能な活動や環境行動の実践

環境ビジョン5

みんなで取り組むまち

- 1)環境人材の育成(職員、市民)
- 2)パートナーシップの強化
- 3)環境教育の実施

)環現教育の夫施

1) 人材育成·教育

環境問題について関心をもち、知識を得るとともに、環境の保全と創出のためのスキルを 習得し、自ら環境に対して行動を実践するプレイヤーを育成し、その知識や経験を元に職場 や社会においてリーダーシップを発揮することでさらなるプレイヤーを増やしていきます。

2) 多様な主体の連携

各主体が目指すまちの将来像を共有し、それぞれの役割のもと連携・協働を深め、ともに 取り組むことによって、施策の実現を図ります。

3) 協働の場

人材育成や多様な主体の連携を推進する場として、「新城市環境行動計画会議(仮称)」を 設置し、活動や施策の情報共有、人材育成や活躍の場づくりの他、施策の実施状況について 確認・評価・検証することで、施策を進めていきます。

主体	各主体の役割			
市民	1)環境行動の実施と環境活動の積極的な参加 ・環境負荷の少ない日常生活の実施 ・環境保全と創出に関する施策・活動への参加 ・協働の場への参加 2)環境活動に関する知識・スキルの習得 ・環境活動リーダーへの参加 ・環境教育等への参加 ・環境教育等への参加			
事業者 (市民団体含む)	1)環境活動の実施と市民や他組織との協働 ・環境負荷の少ない事業活動の実施 ・環境の保全と創出に関する活動の実施・支援 ・環境保全と創出に関する施策への参加 ・協働の場への参加 2)活躍の場の創出 ・環境活動リーダー・プレイヤーの活動の場の提供 ・環境教育等の実施・支援			
市	1)環境に関する施策の実施と活動支援 ・環境の保全と創出に関する基本的かつ総合的な施策の策定・実施 ・環境の保全と創出に関する活動の実施・支援 ・率先した環境負荷低減の実施 2)情報共有及び協働の場の創出と人材育成 ・環境活動リーダー育成の仕組み・場づくり ・協働の場の提供・参加 ・育成した人材の活躍機会の創出 ・環境情報の発信 ・職員の資質向上			
協働の場 新城市環境行動計画会議(仮称)				

・環境活動に関する情報提供及び共有

- ・環境に関する知識やスキルを習得するための講座やワークショップ
- ・環境活動における課題解決やより発展した取り組みに向けた意見交換
- ・環境に関する施策の実施状況の評価・検証
- ・多くの主体が参加し、相乗効果が望めるような環境活動の創出

3 計画の進行管理

本計画で掲げた環境ビジョンを着実に実現するため、「計画 (Plan」)、「実施 (Do)」、「評価 (Check)」、「見直し (Action)」のPDCAサイクルにより、環境ビジョンの達成状況や施策の実施状況を評価し、改善点を施策等に反映します。

施策の実施状況や目標の達成状況については、「新城市環境報告書」において毎年公表します。

また、市民、事業者、市が参加する「新城市環境行動計画会議(仮称)」を開催し、参加者 同士の交流・情報交換を行うとともに、市民、事業者等からの意見の募集や環境活動の場の 創出を行います。

これらをもとに、「新城市環境行動計画(仮称)」において設定する成果指標に基づき、検証・評価を行います。

検証・評価の結果は、「新城市環境行動計画(仮称)」、施策及びその他関連計画の改善・見 直しに反映させます。

Action (見直し) 実施方法や施策内容の見直し

- ・「新城市環境行動計画(仮称)」の改 善・見直し
- ・施策への反映、新施策実施
- ・その他関連計画への反映・見直し

Plan(計画)

目的・環境ビジョン等の設定 行動計画の策定

・「第2次環境基本計画」 (環境ビジョン等の設定)



「新城市環境行動計画(仮称)」 (具体的な行動計画の策定)

Check (評価) 施策の実施状況の確認・評価

- 「新城市環境報告書」 (施策の実施状況・目標の達成状況 の公表)
- 「新城市環境行動計画会議(仮称)」 (交流・情報交換)
- ・市民・事業者等からの意見募集
- ・成果指標に基づく評価・検討

D o (実施) 施策等の実施

- ・施策の実施・参画
- ・環境負荷の少ない生活・事業活動等の実践
- ・環境の保全と創出に関する活動への 取り組み

第2次新城市環境基本計画

令和2年3月

- ○発行 新城市
- ○編集 市民環境部 環境政策課

〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地

TEL:0536-23-1111 (代表)

FAX : 0536-23-7047

URL: https://www.city.shinshiro.lg.jp/

